２０２２年１１月２日

茨城県知事 大井川 和彦 様

日本共産党茨城県委員会
委員長　　上野 高志
日本共産党茨城県議団
県議会議員　山中たい子
県議会議員　江尻　加那
日本共産党取手市委員会
ジェンダー平等推進室長
佐野　太一
日本共産党茨城県地方議員団

２０２３年度の県予算編成並びに施策にたいする重点要望書

ロシアのウクライナ侵略による輸入価格の高騰に加え、“アベノミクス”の異次元金融緩和による異常な円安と物価高騰に歯止めがかかりません。年内の値上げ項目数が２万件を超えるとの報道もあり、９月の消費者物価指数を見ると、電気代が前年同月比 21.5%、ガス代が同 19.4%上昇と、灯油や燃料費の値上げ幅が特に大きく、生活不安や経営悪化が広がっています。

新型コロナウイルス感染症も、この冬の“第８波”の感染拡大とインフルエンザ流行がセットで来ることが予想されています。

日本共産党は政府に対し、500 兆円を超えた大企業の内部留保の一部に課税し、中小企業へ思いきった支援を行い、賃金を上げることを提案しています。本県も政府に対し「最低賃金の引上げと最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業・小規模事業者への支援強化」を強く要請しており、賃上げは共通課題となっています。

茨城県政の喫緊の課題は、物価高騰に喘ぐ県民の暮らしをどう立て直すのかであり、県ネットリサーチで示された「医療・福祉の充実」「雇用創出」「結婚・出産・子育て支援」「教育の充実」などの県政要望に応えることです。

茨城県は 10 月 31 日から始まった第４回定例県議会に、「事業継続臨時応援金」「医療機関物価高騰応援金」などの物価高騰・新型コロナ対策を示していますが、規模も対象も不十分です。全国９位の財政力を生かし、コロナ・物価高騰対策強化へ全力をあげるべきです。

以上を踏まえ、来年度の県予算編成と施策に対して 317 項目の重点要望を提出します。多くの県民の声を届けるものであり、予算と施策に反映されるよう求めます。

目次

【１】物価高騰からくらしと営業を守る緊急対策.....1

【２】新型コロナウイルス感染症対策 2

【３】くらしを支える医療・福祉・子育て支援の充実.....3

【４】子どもの個人の尊厳を尊重する教育、保護者の教育費負担の半減をすすめる

.....9

【５】中小企業支援を抜本的に強める。安定した雇用の拡大..... 11

【６】効率優先の農政を転換し、農林水産業者の所得向上をはかる..... 12

【７】住民主体で安心・安全・魅力あるまちづくり 14

【８】原発のない脱炭素社会を追求し、省エネ・再エネを推進 18

【９】公共事業は防災･老朽化対策を柱に..... 19

【１０】地方自治の本旨を発揮し、県民本位の県政を確立 20

【１１】憲法を生かし、平和行政・基地問題に取り組む 21

【１】物価高騰からくらしと営業を守る緊急対策

長期化する新型コロナ感染症の広がりによって、景気が低迷し暮らしが困難になるなか、食料品、ガソリン、電気料金をはじめ物価高騰がおそいかかり悲鳴があがっている。

（１） 消費税の緊急減税を行うよう国に求める。消費税を直ちに５％に引き下げ、インボイスは中止する。消費税納税困難事業者に対する減免措置を実施する。

（２） 価格対策として以下の対策を国に求める。

① 原油価格高騰対策として、トリガー条項の発動を含む卸売価格を引き下げる。

② 飲食店、運輸業、中小製造業など事業用燃油の価格引き下げ補助をおこなう。

③ 農業、漁業用の燃油価格を引き下げる。

④ 小麦の政府売り渡し価格を引き下げる。

⑤ 急激な物価高騰に対応して生活保護基準を引き上げる。

（３） 生活困窮者への対策として国に求めるとともに、交付金を活用し県独自に行う。

① 国保税（料)、介護保険料、後期高齢者医療保険料の引き下げや、子どもの医療費助成制度（小児マル福）の無料化など、県民負担の軽減策を講じる。

② 小中学校の給食費を無償化する。

③ 住民税非課税世帯に限定せず、困窮者に対する給付金拡大する。

④ アルバイト収入が減少した学生等への生活支援給付をおこなう。

⑤ 緊急福祉資金の特例貸付制度利用者に対する返済免除の要件緩和と返済期限の延長。

⑥ 住宅確保給付金の対象拡大と延長。

（４）憲法 25 条「生存権」に基づき社会保障を充実させる。

① 年金減額をストップするよう国に求める。

② 後期高齢者の医療費窓口負担増を中止するよう国に求めるとともに、県補助を増やし保険料を引き下げる。

（５）国に最低賃金を１５００円に引き上げることを求めるとともに、中小企業に対し社会保険料負担の軽減など、賃金引上げ支援策をはかる。県はケア労働者の賃上げに補助する。

（６）過剰米の国による全量買い上げ、水田活用の直接支払い交付金に係る交付要件減額方針を見直し、肥料・配合飼料価格安定のための財政措置を新たにもうけるよう国に求める。県が米を買い上げ子ども食堂や困窮する学生へ支援する。

（７）岸田首相は GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議で、原発推進方針を打ち出した。知事は「原発ゼロ」を宣言し、再生可能エネルギーによる自給率の抜本的向上をはかる。

（８）円安を誘導し、輸入物価を引き上げる「異次元の金融緩和」政策からの抜本的転換をはかるよう国に求める。

【2】新型コロナウイルス感染症対策

（1）第8波流行とインフルエンザの同時流行に備える。

① 10 月 12 日に開催された第 18 回茨城県新型コロナウイルス感染症対策協議会では、「第 8 波」とインフルエンザとの同時流行が想定され、「多くの医療機関で受診できる体制づくり」や「医療機関への抗原検査キットの十分な配布」「医療機関連携の患者受入体制の整備」「治療後の患者の転退院への対応」など、専門家から意見が出された。これらの意見に十分こたえた施策を講じる。

② 全国最低の医療提供体制である茨城県は、この間、保健所の廃止や病床削減を行ってきた。こうしたなか知事は感染者の全数把握見直しをいち早く行った。茨城県は医師・看護師・医療機関を増やし、医療・検査体制を整えることを優先すべき。

③ 感染症患者を受け入れる病院・医療施設、発熱外来開設医療機関などに十分な援助を行う。感染防護具や医療用器材など医療物資が滞ることのないよう支援する。

④ ワクチン接種体制について、開業医や医療機関のネットワークを活用し、安全性を確保し迅速に行う。

⑤ ＰＣＲ等検査の自治体負担をなくし、国に財政措置を求める。

⑥ 高齢者・障害者施設など、重症化リスクの高い方へのケアを行う職員に対し、ＰＣＲ検査を定期的・継続的に実施する。

⑦ 自宅療養者が必要な医療が受けられる体制と宿泊療養施設の受入れを拡充する。

⑧ 変異株ウイルスの監視体制を強化するために、無料 PCR 検査で陽性になった検体も変異株検査の対象とする。

（2）緊急時に備えた医療体制を拡充する。医療機関、介護・福祉施設への減収補てんを国と県の責任で行う。

（3）保健所の体制強化と増設・拡充をすすめる。

① 感染症対策以外の母子保健、自殺予防、難病・精神障害対策など必要な業務を遂行できるよう、人口２０万人に１カ所の保健所体制を構築するとともに、保健師の定員増を確実に推進する。30 代、40 代の保健師を増やす。

② 退職した職員・保健師の活用や臨時の配置を含め、保健所の緊急の体制強化を行う。

（4）医療・介護・障害福祉・保育などへの支援を抜本的に改善する。

① 国に対し、削減・抑制されてきた診療報酬の増額を求める。

② 売り上げや収入など前年比 30%以上減少した場合、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免する制度を復活させる。

③ 茨城県は県立病院が少なく、公的医療を担う病院をはじめ地域医療を支える医療機関への県の支援を強める。医師・看護師養成数の抜本的増員を図る。医療従事者の過酷な長時間労働を是正するよう、医師数の大幅増員とともに、県として医療大学校新設を国に求める。

④　県地域医療構想は感染症対応を反映した計画に見直す。公立・公的病院の統廃合や病床削減は中止する。
⑤　通所サービス事業者が、訪問によるサービス提供を行なう場合の経費を保障する。
⑥　新型コロナウイルス感染症による介護報酬の特例措置について、利用者負担の押しつけは不適切であり撤回するよう国に求める。
⑦　医療的ケア児への対応として、ア）医療的ケア児本人が感染した場合、入院先・宿泊先での家族の付き添いを保障する、イ）介護者が感染した場合は、医療的ケア児本人の受け入れ先を確保する、ウ）短期入所の拡充を図る。
⑧　障害者入所施設・高齢者入所施設等で面会制限が継続されているが、隔離できる面会場所等のスペース確保等への支援を行なう。

（５）貧困・生活困窮に追い込まないための支援を強化する。
①　生活困窮者向け貸付金の返済免除制度の拡充、住居確保給付金の支給期間を延長するよう国に求める。
②　「生活保護申請は国民の権利」であることを県として市町村に周知徹底し、必要なすべての人が利用できるようにする。

（６）教育支援と学びを保障する。
①　スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを増員するとともに、適切な人員を常勤雇用し、支援を拡充する。
②　県立の高校・中高一貫校・特別支援学校、看護専門学校、産業技術専門学院、短大、　医療大学、県立農業大学校、笠間陶芸大学校など、県教育機関等の学費について支払猶予を積極的に進めるとともに、収入減で学業の継続が困難な学生への学費減免を行う。
③　市町村教育委員会や学校現場に配布された検査キットを適切に活用し、感染拡大や不安に対応する。

【３】くらしを支える医療・福祉・子育て支援の充実

（１）高すぎる国民健康保険税を引き下げる。
①　年金生活者や非正規労働者が多く加入する国保の「構造問題」解決に向け、国庫補助金を増額するとともに、１兆円の公費投入で国保税を引き下げるよう国に求める。
②　国保世帯の人数にかかる「均等割」が、所得に関係なく賦課されるために国保税の重い負担を強いており、この廃止を国に求める。
③　県による保険料の減免制度をつくる。
④　18 歳までの均等割を全額補助し、子どもの国保税をゼロにする。
⑤　県国保運営方針に保険料水準の統一を明記しているが、県民へのさらなる負担の押しつけは行わない。
⑥　保険者努力支援制度は、国が評価指標で採点し、県・市町村に交付金を補助する仕組みである。収納率向上や市町村の法定外繰入の削減・解消を推進するため、その進捗

が進まない場合は交付金を削減するとしている。とくに法定外繰入は市町村の政策判断で行っており、その解消・削減を押しつけない。

⑦ 国保税滞納者への制裁といえる短期保険証・資格証明書は交付しない。一方的な差し押さえをやめ、丁寧で親身な相談活動をおこなう。

⑧ 国保法 44 条規定にもとづく、生活困窮者の窓口負担（一部負担金）の減免を推進する。

⑨ 国保事業納付算定に含まれていない市町村が実施する特定健診事業や、出産育児一時金等の費用への県補助を新設する。

⑩ 傷病手当について、給与所得者だけでなく農業者や自営業など事業主も対象とする。

（２）後期高齢者医療制度の撤廃を求める

① 「後期高齢者医療費窓口負担２倍化」中止を国に求め、県の支援で窓口負担と保険料引き下げを行う。

② 高齢者を年齢で区切り、別枠の医療保険に強制的に囲い込み負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度は廃止し、元の老人保健制度に戻すよう国に求める。

③ 短期保険証は発行しない。

（３）医師確保対策と地域医療をまもる。

① 茨城は医師数が不足しており、医師数の抜本増員を国に求める。新たな「医師確保策」は、国の数式により県が偏在指標を出し実行しているが、医師数の絶対的不足という課題を解決しないままでは地域間の医師の取り合いになるだけである。

② 医師確保修学資金貸与制度の拡充を図る。医師数を全国平均にするため、医科大学新設を認めるよう国に求める。

③ 医療体制の脆弱さがコロナ危機で明らかになったが、「地域医療構想」に基づく高度急性期・急性期病床の削減計画（2025 年までに５千床減）や公立・公的病院の統廃合計画を見直す。

④ 「医療費適正化計画」は都道府県に病床再編、後発医薬品の使用促進、給付費の効率化などを義務づけた。「適正化計画」が定める医療給付費の「目標」と、「地域医療構想」による病床削減、「国保運営方針」による国保の財政運営をリンクさせており、撤廃を国に求める。県は地域医療構想で「機械的な病床削減を求めない」としており、必要な医療体制の維持・拡充をはかる。

⑤ 看護師を増員する。看護専門学校の定員増とともに、看護学生への修学資金貸与制度を拡充する。看護師の労働条件改善のための診療報酬改革を国に求める。

⑥ 診療報酬の適正な引き上げを国に求める。

⑦ がん治療を強める。死亡原因第１位のがんの予防･治療は、所得や地域にかかわらず早期発見･治療が受けられる体制を整備する。特に遅れている健康診断の受診率を上げる対策をおこなう。

（４）子どもの医療費助成を拡充する。

① 県として 18 歳まで所得制限も窓口負担もない完全無料化をはかる。国に制度化を求め

る。

② 小学生以上や、妊産婦、重度障害者、ひとり親家庭の医療費助成市町村にたいする国庫負担減額のペナルティ全廃を引き続き国に求める。

（５）ひとり親・母子家庭への県の支援を強める。

（６）児童手当・児童扶養手当、特別児童扶養手当への社会的支援を強める。

① 児童手当支給を１８歳まで延長し、児童扶養手当の支給年齢を２０未満まで拡大するよう国に求める。

② 児童手当は所得制限をなくすよう国に求める。2022 年 10 月に廃止された一定所得世帯（1,200 万円以上）の児童手当（月 5,000 円）について、支給を復活するよう国に求める。

③ 児童手当から学校給食費や保育料を徴収可能とした法改定の見直しを国に求める。

④ ひとり親家庭の命綱である児童扶養手当の支給額の抜本的な増額を国に求める。

⑤ 児童扶養手当の第２子以降への加算額を一律１万円に引き上げる。年６回の分割支給を毎月支給に改善するようを国に求める。

⑥ 公的年金と児童扶養手当の併用支給を認めるなど改善を国に求める。

⑦ 離婚後の子の養育費未払い問題解決のため、県による養育費の立替え払い制度などをつくるとともに、国にも制度の創設を求める。

（７）児童相談所、児童養護施設の拡充

① 県南地域は人口増を考慮し土浦児童相談所を分割するとともに、一時保護所を併設する。児童福祉司と児童心理士の抜本的な増員と専門性向上に向けた研修を充実する。

② 増え続ける児童虐待の防止対策のため、保育所や学校、病院、児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設など子どもにかかわる専門機関の連携を強化する。

③ 児童相談所や児童福祉施設、小児病院や保健所、子育て支援センターなどが連携して、親への支援を強める。乳児院、児童養護施設などの職員配置の改善・増員と負担軽減、施設の改善、小規模化、家庭的養護をすすめる。

④ 児童養護施設や里親とともに暮らす子どもたちの教育、進学への支援を強めるとともに、１８歳以上の継続措置を柔軟にすすめながら、進学や就職への安定的な自立援助を保障する。

⑤ 里親制度をより使いやすい制度に改善し、相談、里親同士の相互交流、児童相談所や学校などとの連携強化など里親への支援を強める。

（８）認可保育所を増設し待機児童を解消する。

① 幼児教育・保育の無償化は、消費税を財源とせず行う。０～２歳児の保育料を完全無償化する。その際、給食費の主食・副食の無料化を国に求める。市町村の独自上乗せや負担軽減について、県として支援する。

② 認可保育所を増設し、潜在的待機児童を含めてゼロにする。地域の保育ニーズや潜在的待機児童の実態を正確に把握し、保育所整備計画に反映させる。とくに０～２歳児の定員をふやす。

③　小規模保育園や企業主導型保育所、認可外保育施設は、国が示す指導監督基準によって「保育の質」の担保が義務づけられており、早急な達成を指導する。重大事故の再発を防止し、行政指導を行っても指導監督基準を満たさない施設は改善勧告や施設名公表等の行政処分を迅速に行う。すべての施設が基準を満たせるよう、認可外保育施設の保育士配置や施設整備に必要な財政支援を行う。

④　県独自の多子世帯の保育料負担軽減事業をさらに拡充する。

⑤　公立保育所に対する新たな財政支援制度を創設し、保育所の建設や分園の配置・改修への補助、運営費の国庫負担分の復活などを行うよう国に求める。県独自の支援制度を創設する。

⑥　保育士の配置基準について、最低基準を引き上げ、４・５歳児の配置改善加算の早急な実施を国に求める。

⑦　保育士の賃金を全産業並みに引き上げる等、処遇改善をさらにすすめる。保育士の専門性に見合った賃金に引き上げ、保育士確保のための県独自の給与上乗せ補助を実施する。保育士以外の職員に対する処遇改善もおこなう。保育士の研修や仕事の準備、事務の時間確保ができる運営費に改善するよう国に求める。

⑧　障害児や発達障害児の保育に対する県補助を創設し、市町村補助との格差を是正する。

（９）学童保育の増設と保育内容の拡充をはかる。

①　共働き世帯やひとり親家庭が増えており、子どもたちが放課後を安全に安心して過ごせる学童保育を必要な数だけ増設し、待機児童を解消する。入所要件を満たすすべての子どもが利用でき、毎日の生活の場にふさわしい安全で楽しい施設・設備に改善する。

②　学童保育の増設、施設の改善・拡充、高学年児童や障害児の受け入れ等、市町村まかせで施設・運営面での自治体間格差が広がっている。法改定で対象が小学６年生まで拡大されたが、施設や指導員の不足を理由に利用が制限されている。希望者全員を受け入れられるよう増設する。障害児の受け入れについて、国の交付金に加え、県の補助制度を創設する。

③　コロナ感染症対策を支援する。学童・職員の行政検査実施、消毒液や換気設備整備、検査キット購入など施設負担なく実施できるよう支援する。

④　指導員を複数配置し、有資格者の配置を『従うべき』基準に戻すなど処遇改善へ支援策を強める。国の処遇改善事業や給与改善事業の積極的活用を市町村に働きかける。放課後児童支援員認定資格研修を受講しやすいよう、研修回数と場所の増加、参加枠の拡大をはかる。

⑤　国基準は１施設が概ね４０人以下であり、７１人以上の大規模施設の分割を早期にすすめる。

⑥　利用料の軽減にたいする県補助を実施し、低所得世帯やひとり親家庭、多子世帯の学童保育料の負担を軽減する。

⑦　放課後デイサービスについて、子どもの遊びと生活を保障する放課後活動が可能とな

る専門的力量をもった正規職員配置を保障できるよう、基本報酬の抜本引き上げを国に求める。

⑧ すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」と「学童保育」は一体化ではなく、それぞれ充実させ連携強化をはかる。

（１０）安心して利用できる介護保険へ改善する。

① 「消費税を社会保障費に充てる」という政府の言い分は破綻している。社会保障予算の自然増を毎年削減するなか、介護報酬の連続削減、利用料の 2 割・3 割への引き上げ、介護施設の食費・居住費の負担増、要支援 1・2 の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護 1・2 の特養入所からの締め出しなどが行われている。国に対し介護保険の改悪は行わないよう厳しく求める。

② 介護保険料の値上げは行わない。

③ 利用料・保険料の県独自の減免制度をつくる。

④ 介護保険料滞納者への差し押さえ処分は行わない。

⑤ 要支援１・２の訪問・通所介護を保険給付に戻し、要介護 1・2 の在宅サービス外しを行わないよう国に求める。軽度者への訪問・通所介護や福祉用具の利用制限など介護のとりあげを行わないよう国に求める。

⑥ 介護保険補足給付（ホテルコスト・食費軽減）対象者への「預貯金」「遺族年金・障害者年金受給」の写しを提示するなど対象要件を廃止する。

⑦ 特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくす。特別養護老人ホームの入所対象者を要介護３以上とする規定を撤回し、入所希望者の受け入れ体制をつくる。

⑧ 特養ホームや老健施設の職員配置基準を見直し実態に合うよう増やす。

⑨ 介護職員の処遇改善へ報酬改定を国に求めるとともに、県独自の補助制度を創設する。保険料・利用料に連動させることなく、介護・福祉労働者の賃金アップを図るため、国費による賃金引き上げの仕組みをつくるよう国に求める。

⑩ ケアプラン有料化は行わない。ケアプランの報酬体系を見直し、ケアマネージャーの独立性を保障するケアマネジメント報酬へ引き上げるよう国に求める。

⑪ 介護初任者研修資格取得の支援体制を強化する。

⑫ 介護職をめざす若者に給付制の奨学金制度を確立する。介護資格取得貸付制度は給付制にする。

⑬ 介護保険における福祉用具貸与は、利用料の自己負担算出を日割りにするよう国に求める。

（１１）必要な人すべてが受けられる生活保護制度の確立

① 速やかに生活保護が受給できるよう申請手続きの簡素化を求めている国通達を市町村に徹底する。生活保護制度の周知徹底をはかる。広報紙などで制度の内容や手続きを知らせる。窓口にきた人に申請書を速やかに渡し受け付ける。そのうえで生活状況を調査する。

② 受給者に対し、持病などの健康状況を考慮しない就労指導が行われ、月５万円の賃金

目標やダブルワークが求められている。実態にあった指導に改めるよう徹底する。

③ 福祉施策全般を後退させる生活保護基準の引き下げは行わない。政府は生活保護制度を改悪し、母子加算や０～２歳時の児童養育費の加算を削減している。子育て支援に逆行する施策の中止を国に求める。老齢加算は復活させる。

④ ２０１８年４月以前の生活保護受給者についても、エアコン設置補助を支給するとともに、電気代として夏季加算を創設する。

⑤ 扶養照会について、２０２１年３月３０日に厚労省は生活保護の要否判定の要件ではないと認めて事務連絡と課長通知を発出しており、徹底する。

⑥ 生活保護のケースワーカー職員を増員する。

⑦ 実態に即して車の保有を認める。特に母子家庭の保育所送迎や障害者の通院などに配慮する。

⑧ つくば市の級地指定引き上げを国に求める。

（１２）障害児・者、医療的ケア児、難病者と家族への支援を拡充する。

① 茨城県立あすなろの郷は、障害者の権利と尊厳を保障する立場に立ち、定員の削減計画は中止する。民間移管は行わず、県が施設の建て替えと維持管理に責任を持つ。

② 障害者が地域で自立した生活ができるよう、身近な所にケアホーム・ショートステイ、グループ入所施設の増設をはかる。重度障害者入所施設を増設する。

③ 重度心身障害児や医療的ケア児とその家族への支援を強める。重症心身障害児を受け入れる医療機関、通所施設への人的、財政的な支援策として、看護師や機能訓練士の確保を支援する。医療的ケア児に対応するショートステイやレスパイト事業を提供する医療型児童発達支援センターを設置する。地域毎の偏在解消、特に県南地域への新設をすすめる。親の付き添いなく保育・教育が受けられるよう看護師等の確保・配置をすすめる。

④ 障害者施設で働く職員の処遇改善を国に求める。

⑤ 停電時に在宅で人工呼吸器等を稼働する発電機の購入費補助について、すべての市町村で実施するよう働きかける。

⑥ 障害者手帳１、２級所持者の自宅改造のためのリフォーム補助制度を創設する。住宅備品は下肢障害、養育手帳Ａなどに限られている。

⑦ ２４時間３６５日対応できる精神科一般救急医療体制を早急に整備する。

⑧ 精神障害者も医療費助成をさらに拡充する。福祉手帳の１級にととまらず、２級所持者まで医療費助成を拡大する。

⑨ 難病患者の医療費助成は無料に戻し、特定疾患の指定拡充を国に求める。県の独自補助を創設する。

⑩ 加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を実施するとともに、保険適用化を国に求める。

⑪ 脳脊髄液減少症患者の実態把握を行うとともに、専門医確保など医療提供と支援体制を構築する。

⑫ 県総合福祉会館の第２駐車場を近くに確保する。

⑬ 障害者や高齢者などを受け入れるための「福祉避難所」指定施設は２次避難所となるが、車椅子利用者などが複数回移動することがないよう必要な体制を整備する。

（１３）動物愛護をさらに推進する。

① 県動物指導センターについて直ちに収容スペースを拡張し、人員を拡充して飼養環境を改善する。老朽化した建物を早急に建て替えるとともに、保護・譲渡を推進する「動物愛護センター」に改変する。

② 「茨城県犬猫殺処分ゼロをめざす条例」実現に取組を促進する。動物愛護団体や県獣医師会とも協力し、里親探しや県営の一時保護所（シェルター）を複数箇所設置する。負傷動物の受入れは県動物指導センターと県内約１００ヶ所の指定病院以外の動物病院でも受け入れるようにする。

③ 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の野犬掃討に薬物を使用することができる条項は削除する。

（１４）被爆者援護の適用対象が被爆者本人に限られている。被爆２世等の健康被害が深刻に表れており、被爆者と同等の援護を実現する法改正とともに全国の実態把握を行うよう国に求める。

（１５）2024 年度に健康保険証を廃止し機能をマイナンバーカードに一本化することに反対である。カードの取得はこれまで通り「任意」とするよう国に求める。

【４】子どもの個人の尊厳を尊重する教育、保護者の教育費負担の半減をすすめる

（１）子どもの個人の尊厳を尊重した、子どもの声にていねいに応える教育でこそ豊かな育ちにつながる。一人ひとりに目が届く教育条件と、子どもの状態に応じた教育をすすめられる自主性を尊重した実践が欠かせない。過度の競争と管理を教育に持ち込むという教育政策を改める。３０人以下学級を実現する。

（２）「いじめ・体罰・不適切指導」から子どもの命と人権を守る。学校での対応として、①いじめへの対応を後回しにしない命最優先の原則の確立、②教職員・保護者の情報共有を重視、③子どもの自主性を高めていじめをとめる人間関係をつくる、④被害者の安全を確保し、加害者への厳正で適切な対応、⑤被害者家族の真相を知る権利を尊重して情報を隠さない。

（３）不登校を本人や家庭の責任とする風潮をあらため、学校強制でない教育の権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から、①子どもと親が安心して相談できる窓口の拡充、②子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設の拡充、③学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）や親の会などへの公的な支援をさらに拡充する。

（４） 教職員の長時間労働を改善する。

① 教員の残業代不支給規定の削除と残業時間の規制を国に求め、教員の定数増を図る。

② 労働時間把握と健康管理を行う。

③ 教員不足、未配置を解消する。
④ 専門職としての尊重、自律性や自主的研修などを重視し、保障する。
⑤ 非正規教職員について、低い給与を引き上げるとともに、フルタイム教員は基本的に正規雇用とする。
⑥ 地域部活動の実施について、生徒の意見を尊重するとともに、保護者の経済的負担が増えないようにする。

（5）学校の統廃合は、子どもの教育環境や地域コミュニティに大きな影響を与え、地域の教育力の衰退、子どもの長時間通学、災害時の安全確保などでもデメリットがある。一方的な統廃合ではなく、小規模校を地域に残し充実した教育実践をすすめる。

（6）ICT 教育によるタブレットの日常的な使用は、近視やネット依存などの健康被害が心配されるため、子どもの発達と健康を第一に考えて対応する。子どもの個人情報保護を厳正に行う。

（7）校舎や施設の老朽化対策は急務であり、学校施設整備の予算を増額する。
① 特別教室や体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化等の改善を早急にすすめる。
② 学校の非構造部材(天井材、内外装材、照明器具等)の耐震化を実施するとともに、避難所として必要な水や燃料、毛布などの整備を進める。
③ 県立高校のエアコン設置使用料の保護者負担を廃止し、公費負担とする。

（8）学校給食の無償化をはかる。

（9）学校給食は地元産の食材を利用するよう努力する。給食パン、米飯、麺など主食の安定供給を図るための取組を推進する。パン小麦にグリホサートなどの有害な農薬を使用しない。

（１０）義務教育で残されている制服や副教材、部活動費など保護者負担を軽減するよう支援する。スクールバス無料化が実施・継続できるよう、県や国の補助制度を恒久化する。

（１１）公立図書館を充実させるとともに、学校図書室に１名の専任司書を配置し、子どもたちに豊かな読書や知る喜びを保障し、教師には豊かな授業展開のための情報や資料の提供を可能とする。学校図書館の司書配置について、非正規職員の割合が高く、採用要件等も自治体によって差がある。学校司書の身分や勤務条件等の整備に必要な予算措置を講じる。

（１２）就学援助の国庫負担制度をもとに戻すよう国に求めるとともに、市町村の実施状況を把握する。援助対象を生活保護基準×1.5 倍まで広げ、支給額の増額や援助内容を拡充するとともに、利用しやすい制度に改善する。

（１３）高校教育の無償化を進めるために、私立高校の施設設備費をふくむ学費無償化や就学支援金の夫婦所得 590 万円未満の上限を広げ、所得制限の撤廃をはかる。私学助成について「建学の精神」を尊重し、学校評価を助成の交付要件にしている県の方針を見直す。

（１４）貸与型奨学金は無利子とし、給付型奨学金として県制度を創設する。

（１５）つくば市内の中学卒業者は増加しており、つくば市内に県立高校を増設する。

（１６）並木中等教育学校や土浦一高附属中学校新設による県立中高一貫校の開設は、県立高校の入学者定員を減らし中学受験等の競争を助長している。中高一貫校の「校長選考試験」

は見直す。

（１７）私立高校の施設設備を含む無償化をすすめる。

（１８）学校給食には外国産ではなく、ユメシホウなどの国産小麦を使用した食材を使う。

（１９）県立高校の４０人学級を是正し少人数教育に踏み出す。

（２０）特別支援教育を充実する。

① 教室・教員不足の早期解消をはかる。

② 過密化、老朽化、長時間通学を解消するため学校の増設をはかる。

③ 学級定数を８人から６人に改善し教員を増やす。

④ 発達障害児に必要な通級指導教室（LD 等）の中学校における通級指導教室の設置が遅れている。潜在的ニーズを明らかにして教室と専門教員の配置を増やす。

⑤ 高校において専門的支援員を配置するなど特別支援教育の体制を確立する。インクルーシブ教育の合意形成をはかり、小規模分散の地域密着型の学校とする。つくば特別支援学校は、県内一過密過大で教室不足も深刻である。学校敷地内への増築ではなく、県南地域への新校設置で解消をはかる。

（２１）特別支援学校の設置基準が策定されたが、１校あたり 150～200 人程度の児童生徒数や学級数の上限を明記し、通学時間は 1 時間以内とするなど具体的基準が示されず、過密解消に直結しない。設置基準を踏まえ、既存校の面積基準未充足を解消する。

（２２）外国人の子どもへの教育条件として、公立学校への受け入れ体制の整備、外国人学校への支援、日本語教室設置、公立高校への入学資格の改善など在日外国人の子どもの教育を保障する。

（２３）公立夜間中学の開設をさらに推進するため、教員配置と研修保障、日本語指導教員等の配置、バリアフリー化をはかる。

（２４）学校の女子トイレ個室に生理用品を設置する。

（２５）性的マイノリティ（LGBT）の子どもへの配慮をすすめ、「児童生徒が自認する性別の制服・体操着・髪型などを認める」、「着替えの別室利用を認める」、「修学旅行での宿泊部屋や入浴に配慮する」等の具体的取り組みを行うとともに、研修や授業で教職員や子どもたちの理解をすすめる。

（２６）すべての学生を対象に、大学・短大・専門学校の授業料を半額に引き下げ、段階的に無償化をはかるよう国に求める。入学金制度を廃止する。貸与型奨学金は無利子とするとともに、低所得者を対象にした給付型奨学金制度を拡充し、必要な学生が利用できるよう求める。県独自の給付型奨学金を大幅に拡充する。休学や卒業延期をした学生の学費補助などコロナ対策の支援を強化する。

【５】中小企業支援を抜本的に強める。安定した雇用の拡大

（１）物価高騰対策として緊急に消費税を５％に引き下げ、インボイス制度導入は中止するよう国に求める。

（２）本県の最低賃金は１０月改定で時給９１１円（前年比３２円増）となったが不十分である。ただちに 1000 円に引き上げ 1500 円をめざす。中小企業の社会保険料負担を軽減し賃上げを支援する。全国一律の最低賃金制度を創設するよう国に要請する。

（３）商店（街）の営業継続・再生へ支援制度を拡充する。地元業者発注を基本とした「住宅・店舗リフォーム助成制度」を創設する。

（４）中小企業振興を制度化する基本条例を制定（現条例の拡充）し、県内中小企業の振興策をはかり具体的に推進する。

（５）職場においてジェンダー平等の促進と、同一労働同一賃金を実現するとともに、あらゆるハラスメントを防止する取り組みを強化する。

（６）所得税法５６条を改正し、家族従業者の働き分を正当が評価されるよう税制改正を国に求める。

（７）県や市町村、民間企業の障害者法定雇用率の厳守を徹底し、さらに法定雇用率を引き上げる。定着支援を適切におこなうためにジョブコーチ（職場適応援助者）を増員する。

（８）高年齢者の労働条件と権利を守る。シルバー人材センターを利用した低賃金で劣悪な雇用を改善し、最低賃金や労働条件、労働災害補償など労働法を適用する。外郭団体や社会福祉協議会などにおいて、再任用制度を保障する。

（９）中小企業の事業承継や人材雇用・育成支援を強化する。就職した若者の奨学金返還を助けている中小企業に対して県補助制度を創設する。

（１０）高校生が、アルバイトや仕事に必要な労働法制の基礎知識を身に着けられるよう支援する。高校生に配布する冊子に、「無期転換ルール」「残業時間の上限規制」についても追加して記述する。

（１２）外国人労働者に人間らしい生活を保障するため、外国人材支援センターでの生活全般に係るワンストップ相談を推進するとともに、すべての市町村で日本語教室や総合相談を実施できるよう支援する。技能実習とは名ばかりの安価な労働力とされ、強制労働、低賃金、高額の保証金や違約金、強制帰国、セクハラなどの人権侵害を防止する取り組みを強化する。

【６】効率優先の農政を転換し、農林水産業者の所得向上をはかる

（１）気候危機やコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵略が重なり、「第二次大戦以降、最悪の食料危機」と言われている。日本は思うように食料を確保できない事態も生まれ、さらに、大半が輸入に依存する肥料、飼料、燃油、タネなど資材価格も急騰し、農業生産を直撃している。農林水産予算額を増やし家族農林漁業を応援する。

（２）本県農家の９割以上は小規模家族農業である。高齢化によって担い手の減少テンポが加速し、農地の減少と荒廃も広がり、存続の危ぶまれる集落も少なくない。効率優先の農政を根本から転換し、家族農業を中心に持続可能な農業と農山村を再生する。

（３）２０２０年産米と比べると、引き続き米価が大幅に下落している。コロナ禍で生じた過剰在庫を国の責任で買い上げるよう求めるとともに、県は子ども食堂や困窮世帯へ無償で提供する。

（４）食料米の低価格対策に、県独自補助を実施する。国に抜本的な価格対策を求める。

（５）水田での主食用米以外の増産に力を入れる農家から、制度の打ち切りに怒りが広がっている。国に継続を求めるとともに、飼料用稲の生産拡大、水田の乾田化・汎用化とあわせて、麦・大豆・飼料作物などの増産にとりくむ農家を支援する。主食用米との収益性の格差を是正するため、水田活用交付金を拡充する。

（６）価格暴落や災害に見舞われた経営を下支えするための収入保険制度は、対象を青色申告者に限ったうえ、価格下落が続けば、基準収入も下がり、加入者の安心を保障するものとは言えない。対象の限定をやめ、農業者の保険料負担を軽減し、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善をはかる。

（７）新規参入者への独自の支援策を強め、営農定着までの生活費の支援、研修・教育機関の整備、農地や住宅、資金、販路の確保などに国・自治体・農業団体などが一体となった総合的な支援体制を確立する。就農希望者を雇用する大規模経営や団体を支援し、雇用の面からも就農を広げる。「農業次世代人材投資事業」や「農の雇用事業」に対する県予算を拡充する。

（８）大規模経営や集落営農が離農者の農地を預かって耕作し、地域農業を支えている役割が継続できるよう農業機械・施設の導入・更新などへの助成、リース制度の拡充、土地改良負担を軽減する。

（９）国の種苗法改正案にたいし、自家増殖を農民の権利として認め、農民に新たな負担を強いることがないよう、国に対して強く求める。

（１０）飼料・肥料を輸入に頼る日本は、世界的な高騰と不足の事態にみまわれている。肥料など農業資材の高騰に、県補助を実施する。

（１１）有機農業を拡大するため、有機農法の習得・転換に必要な研修、収益の不安定期への手厚い所得補償、農業高校・大学・研究機関での研究・教育などを支援する。学校・保育園・幼稚園等の給食の食材に有機農作物を提供する。

（１２）豚熱の蔓延、鳥インフルエンザの発生防止に万全を期す。家畜感染症の発生の影響を最小限にとどめるよう監視体制を強める。豚熱のワクチン接種や飼養衛生管理の施設整備費を支援するとともに、被害農家には経営再開に向けて万全の補償を行う。

（１３）イノシシ等鳥獣被害対策を強める。電気柵やわなの設置費に１００％補助を実施するなど、農家や自治体の取り組み、駆除に参加する猟友会員を支援する。イノシシの抜本的・総合的な駆除対策をすすめる。

（１４）森林病害虫のカシノナガキクイムシ（通称：カシナガ）によるコナラの枯死（通称：ナラ枯れ）が確認されている。対策を速やかに行う。

（１５）コロナ禍で木材価格が高騰するなか、県産材の安定供給体制を確立するため、輸入依

存度の高い横架材（梁、桁）の国産材利用に向けた技術開発や販路拡大への支援をはかる。学校や公営住宅など、公共事業への県産材利用促進を積極的に進める。「木づかい」事業の対象件数や予算額を増やし、要件を満たす申請者すべてに補助を実施する。

（１６）沿岸漁業者の経営安定と地域・魚種の特徴にあった資源管理をすすめ、水産物の安定供給と漁村地域の再生をはかる。漁業者の所得補償や販路の確保、地産地消の推進、水産加工の振興に取り組む。後継者対策や人材育成総合支援の制度について、若手が担える漁業にむけて対象要件の拡大や家賃を含めた補助額の引き上げなどを実施し、制度の活用を拡大する。

【7】住民主体で安心・安全・魅力あるまちづくり

（1）日立市諏訪町に建設する新産業廃棄物最終処分場の整備について、自然災害等に対する危険性や生活・自然環境への悪影響から強い反対意見が出されており計画を中止する。県はいまだに新規搬入道路の事業費を示していない。民間事業者が排出する産廃は、民間の責任で適正処分することが原則であり、多額の県費投入は認められない。

（2）県「水道ビジョン」案で示された「１県１水道」について、県民の水道利用や市町村の水道事業に資するものにならない。水道料金の引き下げ要望に応えることが重要であり、各市町村・企業団ごとの契約水量を実態に見合うものに見直す。人口推計を過大に見積もった当時の施設計画を見直し、霞ヶ浦導水事業などのムダな水源開発から撤退する。

（3）県営住宅について、入居の際の連帯保証人制度を廃止する。家賃減免対象者に適切に減免申請を促し、滞納を未然に防ぐ。滞納者に対しては、生活実態にみあった分割納付を丁寧にすすめ、強制退去に追い込まない。入居条件のうち「県内居住、または勤務先があること」を削除する。建物や設備の老朽化に対し迅速に補修を行う。樹木や遊具等の適正管理につとめ、快適な住環境を維持する。

（4）市町村との連携で県営・公営住宅の拡充・家賃補助制度を創設すること。

（5）郵便局をつくば市みどりの地区、及びTX万博公園駅地域に新設する。

（6）つくば市の国家公務員宿舎跡地は、地域住民の意向にそって、公共用地として確保できるよう県の役割を発揮し、国に財政支援を求める。

（7）道路維持予算を抜本的に引き上げる。県道の改修、信号機の設置、歩道整備、雑草の草刈りなど、安全な道路づくりをすすめる。誘導線（センターライン、停止線等)、横断歩道等が薄く、消えている部分もあり道路の劣化防止に予算を取り対応する。

(水戸市内の道路要求)

①水戸市元吉田町・都市計画道路3・3・2号線について

1.市道・浜田6号線との交差点（百樹園西側）および市道・浜田177号線との元吉田東交差点（ツルハドラッグ東側T字路）に、歩行者用押ボタン式信号に加えて車用の信号を設置すること。整備された酒門工区に街路灯を設置する。

2.元吉田交差点の東西方向に右折指示信号を追加する。右折レーンはあるが右折指示がない。交通量も増加して、右折時に直進車が見えづらいため事故も起きている。

（つくば市内の道路要求）

① 354号バイパスを早期に開通する。特に上萱丸交差点付近やみどりの駅周辺は道路渋滞が激しくなっている。

② 道路の白線はいたる所で薄くなっており、早急な対応を要望する。県道１４３号線と県道１９号線の交差点からつくば双愛病院経由し国道６号までの路肩の白線が消えている。東大通り・西大通りや遊歩道は、自転車と歩行者の道路を分けていたが、その表示が消えている。

③ 流星台地区の道路開通工事を早急に行う。

④ 中根金田開発を南北に走る道路の土浦学園線への延長を早期に実施する。道路沿いの草刈りを行う。

⑤ 高崎十字路に右折レーンを設置する。通勤通学時間帯は混んでいる。

⑥ 県道藤沢荒川沖線のあおば台幼稚園から花室川を越え、セブンイレブンまでの道路に歩道を設置する。

⑦ 県道坂東線の土浦タクシー営業所～九重橋付近までの道路に歩道を設置するとともに、草刈りを行う。

⑧ 桜南小学校に通じる道路に歩道を設置する。子どもの登下校時が危険である。

⑨ 133号線ココスTXみどりの店周辺の慢性的な交通渋滞の解消へ、354号線バイパスの整備を急ぐ。

⑩ 高速道路付近（南側）に防音壁を設置されたい。

⑪ 東大通りは街路樹により歩道に凹凸があるので、改修する。

⑫ 桜川の改修を促進する。

（つくば市内の交番設置、信号機設置）

① みどりの地区内に交番を設置する。

② 流星台地区の ZOZOTOWN 付近 T 字路交差点。

③ みどりの南ダンロップ付近の交差点。

④ つくば市役所の東側、セブンイレブンのある交差点。

⑤ 島名東の交差点の信号に矢印信号をつける。

⑥ 万博公園駅北東の信号機に右折信号をつける。

⑦ みどりの中央 77、及び７４の交差点に感応式信号機。

⑧ 歩車分離式信号への変更要望が出ている交差点。

・みどりの２丁目、125 号線バイパスの桂不動産のある信号機。

・上萱丸交差点の信号機。

・みどりの駅東口とみどりの学園間にある信号機。

・みどりの中央４０、５０付近、ヤックスドラック前の信号機。

・研究学園駅周辺地域の信号機。

⑨ メディカルセンター近くのＴ字路交差点の南向き方面に右折信号。

⑩ 豊里の杜北東角の交差点に押しボタン式信号機が設置されているが、農道から平塚線に入りづらく事故が多いため、感応式信号機に切り換える。

⑪ 上郷地区の新福雷橋、仕出地区側の橋のたもとの交差点。

⑫ 県道 123 号線のユニマットつくば（つくば市島名）近くの交差点は交通量も多く、見通しが悪いうえ、店の営業が終わると交差点付近は真っ暗なため、信号機を設置する。

（つくば市内の道路交通施設の設置等）

① 県立並木高等学校角の東大通り交差点は車線が消え２車線か３車線か不明であり、白線を引く。

② みどりの中央 77－1 地区付近の住宅地内（マルシェみどりののアパート有）のいずれかに停止線を設置する。

③ みどりの中央地区、鹿島アントラーズ練習場と、ははその保育園付近の十字路に横断歩道と一時停止の看板を設置する。

④ みどりの中央ライフガーデン近く、とんぼ公園入口Ｔ字路交差点に横断歩道を設置する。

（取手市の道路・橋梁）

① 紫水～藤代スポーツセンター間の小貝川に、橋梁を設置する。

② 国道２９４号線の拡幅整備の推進。当面、医師会病院入り口等に右折ライン設置など渋滞解消策やキャノンから国道６号間など狭隘歩車道の改善・暫定整備を行う。

③ 常総ふれあい道路（都市計画３３１号線）を市道から県道に認定替えする。

④ 道路・排水等生活基盤整備促進に県補助を拡充する。

⑤ 旧６号国道の老朽化した文巻橋の改修を進める。

（取手市内の交通安全要望）

１）信号機の設置・改善について

① 永山公民館前に押しボタン式信号機設置で歩行者の安全対策をはかる。

② 国道２９４号の稲戸井駅から戸頭団地の間の信号のない横断歩道に信号機を設置する。

③ 戸田産業前交差点に信号機を設置する。

④ 国道６号線井野台信号に右折信号機を設置する。

⑤ 駅東口南側の歩行者信号の待ち時間を短く調整する。

⑥ 取手駅からの台宿坂上の信号の一方面を感応式（押しボタン）に戻す。

⑦ 藤代庁舎付近の交差点（カスミ）に右折信号を設置する。

⑧ 双葉　中野元薬局前の交差点に信号機を設置する。

⑨ 宮和田５８６　交差点に信号機を設置する。

⑩ 山王交差点の信号機を時差方式にして渋滞解消を改善する。

⑪ 戸頭団地からふれあい道路への出口信号の待ち時間を短く調整をする。

2）交通規制等

① 国道6号線から入る白山商店街通りの車両の速度規制を強化する。

② 白山商店街通りの通学時間規制を7時45分から８時１5分に変更する。

③ チューリップ幼稚園付近からの一方通行進入路の方向指示を解り易く改善する。

④ 片町のファミリーマートから稲葉酒店前を通りミスターマックス間の速度規制・標識・路面標示等安全対策をはかる。

⑤ 取手駅東口前の交番に朝夕も終日警察官を配置する。

⑥ 新道郵便局から、台宿番地住宅地への最初の十字路に路面標示などの安全対策を行う。

⑦ 藤代駅北口前の海老原駐輪場と信楽寺間の路地から駐輪場方向に一時停止規制をする。

⑧ 谷中交差点わきのマクドナルドから出てくる信号無視の車両の監視指導を強化する。

⑨ 小貝川堤防上の交通規制を図る。

⑩ 山王郵便局近くの交差点にセンターポイント又は交差点マークと横断歩道を設置する。

⑪ 取手駅東口から取手一高へ向かう雁耕坂のところに「横断歩道あり徐行」の注意喚起看板を設置する。

（かすみがうら市内の道路要求）

① 県道戸崎～上稲吉線で、６号国道と交わる下稲吉交差点はJR神立駅方面から来る側に右折車線がない。朝晩のラッシュ時には大変な渋滞となり、歩道が狭く下稲吉小学校に通う子どもたちの安全が確保されない。道路を拡幅し右折車線を設ける。歩道を広げる。

② 県道・土浦馬場山線のJR常磐線踏切に歩道を設置する。

（結城市の道路要求）

① 通学道路区域になっている県道の雑草は定期的に除草をする。

② 県道の中央線が見えにくい箇所の整備（高齢者は線が鮮明だけで運転がしやすい）。

（８）地域公共交通を発展・維持するため、運営する市町村やNPO等への補助を拡充する。行政区を超えて相互乗り入れ運行ができるよう関係者の連携を促進する。

（９）高齢ドライバーの運転免許自主返納にたいする優遇制度をすべての市町村で実施するとともに、１回限りでおわらせることなく継続的支援に拡充する。

（１０）鉄道の安全対策や利便性向上を促進する。

① バリアフリー化を各鉄道各社に求める。ホームドアの設置、点字ブロックや音声案内装置の設置等、安全対策を義務付けるよう国に求める。

② 精神障害者2級者も鉄道運賃割引が適用されるよう求める。

③ つくばエクスプレスの通学定期券をJR並みに引き下げるよう要請する。

④ つくばエクスプレスの終電時間を延長する。

（１１）つくばエクスプレス沿線地域の街づくりについて、県は開発の施行者であり、つくば市を援助する立場にある。学校・保育園・病院・交番・スーパーなどインフラ整備が進まず不足しているのに、マンション建設や開発がどんどん進んでいる。コンクリートやアスファルトだと夏場は日蔭がないため、街路樹など緑を増やす。また、開発地域全体の緑地

率を高める。

（１２）産廃や建設残土の不法投棄が県内各地で多発していることに対し、防止策をこれまで以上に強化し、不法行為には迅速・厳正に対処する。「茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」は、周辺住民の意見を充分反映できるものに改定し、罰則を強化する。

（１３）県民や観光客が利用する県有施設のバリアフリー化をすすめる。各施設のトイレの改修・洋式化を早急に実施する。「IBARAKI FREE Wi-Fi」のエリアを拡充し、施設内の会議室や研修室でも使用可能とする。

（１４）いばらき文化振興財団が管理する県民文化センターについて、大ホールの大規模改修を含めた施設や設備の改修を実施する。アクアワールド大洗水族館について、入場料を引き下げる。とくに小・中学生の入場料を５００円程度に引き下げ、家族連れ来館者の負担を軽減する。

（１５）公営ギャンブル競輪事業の廃止で、市民が利用できる施設への転用を検討すること。

（１６）交番・派出所の廃止統合など県警察施設の再編は改め、交番を増設する。老朽化・狭隘化している警察署の建替え・改修計画を公表する。つくば市みどりの地域に交番を新設する。

（１７）つくば霞ヶ浦りんりんロードの草刈りを定期的に行う。ゴミ持ち帰りが呼び掛けられているが、特に霞ヶ浦湖畔のゴミをなくして環境美化をすすめる。

（１８）洞峰公園のパーク PFI 事業の整備計画は中止する。住民参加の公園運営をすすめる。

【8】原発のない脱炭素社会を追求し、省エネ・再エネを推進

（1）政府は原発政策の方針を大転換し、再稼働だけでなく「新増設」や「運転延長」を進めようとしている。茨城県は福島原発事故時に大量の放射能被害を受け、東海第二原発も震災により大きな被害を受けている。政府に対し方針の撤回と再生可能エネルギーへの転換を求める。

（2）東海第二原発の再稼働（試運転も含む）・延長運転を認めず、廃炉を決断する。再稼働のための工事は今からでも中止するよう求め、使用済み核燃料はすべて乾式キャスクに保管させる。

（3）原子力災害時の防護措置、避難計画を抜本的に見直す。避難所面積の拡大、すべての医療機関・社会福祉施設での計画策定、避難移送手段の確保、ペットや家畜の避難、感染症対策との両立などを考えれば、県民の生命、人格権、財産を守る実効性ある避難計画は不可能であり、過酷事故が起きれば放射能汚染や被ばくは免れない。

（4）廃炉後の県政を展望し、地域の産業振興・雇用確保・地方財政の確立をめざす。

（5）高速炉「常陽」をはじめ研究炉、核融合炉、小型原子炉、核燃料サイクルなど実用化のめどが立たない原子力開発から撤退、廃止するよう求める。

（６）東海再処理施設の廃止措置について、着実で安全な作業の徹底を求める。

（７）漁業関係者をはじめ、県民の理解が得られていない福島第一原発汚染処理水の海洋放出に反対する。

（８）福島第一原発事故による避難者は、長期の避難生活に対する賠償・支援打ち切りや強制帰還に抗議し、東京電力や国・福島県の賠償・支援継続を求める。県として、避難者の生活状況を把握するとともに、必要な住宅支援や教育支援、保養支援などに取り組む。

（９）二酸化炭素排出削減をすすめ、県計画の削減目標を見直す。とくに、排出量の多い産業部門の削減目標（現行９％）を５０～６０％に引き上げる。「2050 年 CO2 排出ゼロ」を表明し、実効性ある取り組みを進める。石炭火力発電所や石炭高炉は、水素やアンモニアの活用といった早期実用化の目途が立たない新技術頼みでは脱炭素は実現されない。石炭灰を埋め立てる常陸那珂港区開発は中止・見直す。

（１０）再生可能エネルギー導入による乱開発をなくすための規制を強化する。森林法などの現行法は、森林伐採によるメガソーラー設置を想定しておらず、環境保全のための森林法改正や土砂崩れの危険性も評価事項に加えるなどアセスメントを改善する。発電開始後も点検を行い、悪影響がある場合には必要な是正措置をとらせる。住民参加のもとで自治体がゾーニングを行い、再生可能エネルギーが導入できる場所とできない場所を可視化する。県のガイドラインを見直し、事業者に対する罰則を強化し、安全を順守させる。

（１１）「いばらきエネルギーシフト促進事業補助金」を各家庭にも広げる。中小規模事業所省エネ対策設備導入補助金は拡充する。県として省エネ・再エネ支援へ転換する。

【９】公共事業は防災･老朽化対策を柱に

（１）工業団地やつくばエクスプレス沿線開発等の大型公共事業のために、県債発行や国直轄事業負担金の増大、保有土地対策への２６００億円超の県税投入により、県民に大きな負担をしいている。開発優先の県政を反省し、社会経済情勢の変化等を踏まえて公共事業の抜本的な見直しを行う。

（２）県民生活密着事業、防災･減災事業を重点化し、老朽化した学校施設や県有施設の改修、トイレの改善、バリアフリー等をすすめる。

（３）全国最下位クラスの道路改良率を引き上げるため、生活道路や通学路である市町村の道路改良に補助を行う。道路や橋梁、トンネルの維持管理費を増やし、県道や県有地の除草回数と範囲を拡大して安全で快適な環境を整備する。

（４）河川改修予算を増やし、河道掘削や堤防の早期整備・強化をすすめる。

① 相野谷川・北浦川・西浦川の早期改修を県に求め、同河川及び小貝川の必要な浚渫を行う。桜川も同様に早期改修を行う。

② 内水氾濫の回避へ、取手長町排水樋管のポンプ場化と雨水排水整備促進へ県補助を拡充する。

③ 競輪場敷地内に貯水池等設置、近隣への雨水排水・土砂崩れの改善を図る。

④ 第二桜川団地（115 戸。水戸市見川 5 丁目）脇を流れる桜川の川底が浅いため、大雨が降ると道路まで冠水する。今年になり第二桜川団地が「桜川の洪水浸水想定区域」に指定され、大雨時の浸水が心配されるので、早急に河道掘削を実施すること。また、この地域には堰があり、土砂が堆積し桜川の流れを悪くしている。この堰を撤去すること。

⑤ 水戸市大足町 775-1 の富田宅脇を流れる桜川は、「桜川橋」上流部分には下線部分に大量の葦が生い茂っており、河川の流れをせき止めている。早急に草取りを実施する。

【１０】地方自治の本旨を発揮し、県民本位の県政を確立

（１）公務労働における非正規職員の増大に歯止めをかけ、住民サービス向上に必要な職員定数に改善する。保健師、児童福祉司、相談員などケア労働の正職員を増員する。会計年度任用職員の処遇を改善する。

（２）公務労働でのあらゆるハラスメントを許さず、被害を生まないために、行政として研修を重視する。被害相談や告発に関する個人情報保護を徹底し、二次被害を防止する。精神疾患等で長期療養者が増えていることを考慮し、働き方や労務管理を改善する。

（３）県の政策決定過程を広く公開し、審議会や協議会、検討委員会などは原則公開を実行する。県民参加や女性参加を推進する。

（４）デジタル庁新設により、地方自治体のシステムや規定を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用が国主導で進められようとしている。デジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものでなければならず、地方自治の発展や住民福祉の増進のために技術を有効活用していくことが求められる。その前提は、データを管理する政府や行政への信頼であり、透明性の確保と説明責任を果たし、個人情報の適切な管理と規制を徹底する。

（５）土地利用規制法が 2022 年 9 月 20 日に全面施行された。今後、本県の自衛隊基地・施設（13 ヵ所）や原子力施設が「重要施設」とされ、周辺が注視区域・特別注視区になる可能性がある。どこで誰をどのように調査・規制するのかという核心部分が政府に委ねられ、対象住民の職歴や思想信条、家族・交友関係にまで調査される懸念や、住民の正当な抗議運動まで規制対象になる危険性がある。地方自治体に対しては、調査に必要な情報提供等の協力要請が想定されており、土地利用規正法の廃止を国に求める。

（６）県の森林湖沼環境税は廃止し、森林や湖沼の環境保全事業は一般財源で行う。

（７）課税強化による税収確保はやめ、地域経済の振興、消費購買力の向上などによる税収増を基本とする。「茨城租税債権管理機構」による徴税強化は改める。政府答弁は「人命、人権を脅かす徴収はしてはならない」としており指導する。また、滞納に対する利息を見直すと同時に、納税者の立場に立った徴税業務に改善する。きめ細か

く納税相談をすすめる。

（８）総務部内に設置された未収債権対策チームの業務にあたっては、県民生活に追い打ちをかけるような強権的な対応ではなく、生活実態に即した滞納処分をすすめる。所管課と連携して債権発生を防止する取組に努める。

（９）各種選挙において、投票率の向上と投票所の環境改善に取り組む。障害者や高齢者の参政権を保障する。在宅投票制度の対象拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善を図る。点字広報や点字記載の投票用紙を配付する。投票所のバリアフリーをすすめ、政見放送に字幕をつけるよう国に求める。永住外国人の地方参政権を保障する。

(10) 警察行政は市民生活の安全を守る機関として民主的に改革する。自白強要やえん罪防止のために捜査全体の可視化をすすめる。県議会が警察予算と警察行政全般を監視、点検できるよう改める。

【１１】憲法を生かし、平和行政・基地問題に取り組む

（１）人類の存亡を危うくする核兵器の廃絶をめざし、「非核平和茨城県宣言」の立場から、国連の核兵器禁止条約への署名・批准を政府に求める。被爆者への国家補償を国に働きかける。県民の核兵器廃絶の取組を支援するとともに、広島・長崎に県内小中高生を平和大使として派遣する事業を推進する。

（２）牛久市にある東日本入国管理センターでは、収容者が長期・無期限収容、劣悪な環境等に対し度々抗議行動が起き死者も生まれている。国連が日本政府に是正勧告した提言を即時実行し、人権侵害を根絶するよう国に求める。

（３）航空自衛隊百里基地における自衛隊オスプレイ訓練や日米共同訓練、ドイツ空軍との共同訓練の中止を国に求める。オスプレイの配備に反対するとともに、飛行中止・飛行ルートの情報開示を国に求める。10月末には「夜間・未明」の訓練も強行されたが、早朝・夜間・未明の訓練の中止を求める。基地周辺騒音被害の実態調査を行って国に被害補償を求める。

（４）自衛隊機の展示やエアパーク整備は行わない。周辺住民に多大な迷惑を及ぼしている観閲式及び航空祭は取りやめるよう国に求める。自衛隊の各種イベント参加や、試乗体験、武器の展示等は行わない。

（５）県と市町村が行う「自衛隊募集事務」を行わない。自衛隊茨城地方協力本部が市町村に「適齢者名簿」の提出を求めていることに対し、県民の了解なしで個人情報を提供することはやめる。

以上